

	制限区域	制限期間
条例による制限	<p>①小・中・高等学校・幼稚園並びに認定こども園、保育所等児童福祉施設及び図書館等社会教育施設などの周辺 100m 以内（下記ア～ウに規定する施設）</p> <p>ア 旅館業法第 3 条第 3 項 イ 旅館業法施行条例第 8 条 ウ 知事が指定する施設</p>	全ての期間不可
	<p>②住居専用地域・田園住居地域</p> <p>都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域</p>	
	<p>③景観地区</p> <p>景観法第 61 条第 1 項に規定</p> <p>*住宅等建築物や塀等工作物などの建築の際、形態意匠について市町の認定が必要な地区で県下では芦屋市（市内全域）のみ</p>	
	<p>④国民保養温泉地（新温泉町のみ）</p> <p>温泉法により指定</p>	
規則による制限	<p>⑤国立公園、国定公園及び県立自然公園</p> <p>自然公園法及び兵庫県立自然公園条例により指定</p> <p>*ただし、県立自然公園指定（昭和 32 年 4 月 27 日告示第 254 号）で指定される猪名川溪谷県立自然公園のうち、川辺郡猪名川町柏原の全域を除く</p>	<p>原則、下記の期間不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週末等の期間（金曜日の正午～翌週月曜日の正午、休日の前日の正午～当該休日の翌日の正午） ・夏期（7 月 1 日正午～9 月 1 日正午） ・冬期（11 月 1 日正午～翌年 4 月 1 日正午）
	<p>⑥景観形成地区及び広域景観形成地域</p> <p>景観形成等に関する条例により指定</p>	
	<p>⑦神鍋高原地域（豊岡市のうち、日高町太田、日高町名色、日高町万場、日高町栗栖野、日高町山田、日高町万劫、日高町稲葉、日高町水口及び日高町東河内の区域をいう。）</p>	
	<p>⑧鉢伏高原地域（養父市のうち、別宮、丹戸、奈良尾、福定及び大久保の区域をいう。）</p>	
	<p>⑨川辺郡猪名川町のうち、木津東山住宅地地区計画、猪名川荘苑地区計画及び広根ニューハイツ地区計画の区域</p>	全ての期間不可